

**一般競争入札による駐車場施設設置場所の貸付け
(神奈川県横浜合同庁舎)の説明書**

入札日時 平成26年1月14日(火)午後2時00分

入札場所 神奈川県庁新庁舎地下1階 入札室

神奈川県総務局総務室

貸付に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する方は、この説明書を御覧いただいた上で参加してください。

1 入札に付する事項

(1) 物件

物件番号	入札件名	所在地	貸付場所	貸付面積
1	駐車場施設設置場所の貸付け（神奈川県横浜合同庁舎）	横浜市中区山下町32	別紙1「配置図」のとおり	309.81㎡

今後、上記の物件について、入札中止、内容変更をすることがあります。

(2) 貸付期間

平成26年2月17日から平成29年3月31日まで

賃貸借契約の更新は認めないこととします。

(3) 貸付場所の用途

有料時間貸駐車場（自動二輪駐車場及び自転車駐車場は除外する。）の設置

(4) 有料時間貸駐車場に関する条件

別紙2「仕様書」のとおり

(5) 入札に関する問い合わせ先及び入札書類の提出先

総務局総務室 経理・債権管理適正化グループ

住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1（県庁本庁舎4階）

電話：045-210-2131

ファックス：045-210-8816

2 入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(2) 官公庁施設、図書館、公民館、病院、銀行その他これらに類するものに併設される駐車場施設の設置及び管理に関する業務を引き続き3年以上営んでいない者

(3) 県税を完納していない者

(4) 県内に事業所を有しない者

(5) 仕様書に示す内容を履行できない者

3 契約を締結することができない者

神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号から第5号に該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

平成26年1月14日（火）午後2時00分

受付開始時刻 午後1時30分

受付締切時刻 午後 1 時 5 0 分
入札開始時刻 午後 2 時 0 0 分
開札開始時刻 入札書を入札箱に投函後、直ちに開札

(2) 場所

神奈川県庁新庁舎地下 1 階 入札室
(住所 横浜市中区日本大通 1)

(3) 入札当日の持ち物

入札書 (代理出席の場合は委任状も併せて必要) 印鑑 (入札者又は代理人の印鑑) 競争参加資格確認通知書 身分証明書 (運転免許証等、写真付きのもの) 筆記用具
--

(4) その他

- ア 使者及び郵送による入札書の提出はできません。
- イ 入札会場への入室は、申請者又はその代理人 (復代理人 (二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。)) の方のみとさせていただきます。

5 入札参加申請

入札に参加を希望する方は、入札参加申請書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければなりません。

(1) 提出期間

平成 2 5 年 1 2 月 6 日 (金) から 1 2 月 1 8 日 (水) までの日 (ただし、土曜日及び日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までの間 (ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。)

(2) 提出書類 (提出部数各 1 部)

	提出書類	法人	個人
ア	入札参加申請書		
イ	身分証明 (市区町村発行のもの) 又は住民票		
ウ	誓約書		
エ	神奈川県暴力団排除条例にかかる誓約書		
オ	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)		
カ	確定申告書 (写)		
キ	印鑑証明書		
ク	神奈川県税納税証明書		

イ、オ、キ及びクについては、発行後 3 ヶ月以内の原本とする。

カについては、直近に申告したものとする。

クについては、神奈川県県税条例施行規則第 48 号様式 (一般用) とする。

(3) 提出方法

提出期間内に、提出書類を 1 (5) に記載の提出場所に直接持参するものとする。

6 質問書及び回答について

(1) 受付期間

平成25年12月6日(金)から12月11日(水)までの日(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間(ただし、正午から午後1時までの間を除く。)

(2) 提出方法

質問書(神奈川県所定様式)を1(5)に記載の提出場所に直接持参するか、郵送(期限内必着)若しくはFAXでの送付とします。

(3) 質問者への回答

平成25年12月16日(月)までに、電子メールなどで個別に回答します。なお、再質問は認められません。

7 入札参加資格の確認等

上記5(2)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、平成26年1月8日(水)までに、申請者あて結果を書面にて通知します。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消します。

8 入札方法等

(1) 入札書に記載する金額

ア 入札書に記載する金額は、賃貸借全期間の総額(税抜)とします。

1月当たりの賃料(税抜)を見積り、その賃料から積算した金額を入札書に記載してください。(1月に満たない期間については、1月当たりの金額から日割計算により算定した額とします。)

イ 県が定める予定価格以上の最高額で落札した方に貸付けを行います。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。

以下この入札説明書において同じ。))による入札

ア 代理人により入札する場合は、委任状を提出しなければなりません。

イ 代理人に復代理人を選任する権限を委任する場合は、どの段階まで認めるかを委任状において明確にしてください。なお、どの段階まで認めるか明確な記載がない場合は、二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含むものとみなします。

ウ 復代理人が入札する場合は、前記の委任状のほかに代理人から復代理人への委任状も必要となります。なお、申請者から代理人への委任状及び代理人から復代理人への委任状の代理人の印は、印鑑登録済の印鑑を使用してください。また、委任状に押印した代理人の印鑑の印鑑証明書を入札当日の受付時に委任状に添付して提出

してください。

(3) 再度の入札

ア 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行います。

イ 再度の入札を含めて、当日の入札は2回までとします。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度の入札に参加することはできません。

ウ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切ります。

(4) 入札保証金

免除

(5) その他

ア 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

イ 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

ウ 入札書は、折って入札箱に投函してください。

9 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 入札に参加することができない者がした入札

イ 入札書の記載事項が不明な入札、入札書に申請者又はその代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。））の記名、押印のない入札

ウ 金額欄に金額のないもの、金額が読みとれないもの、金額が訂正してあるものなど、入札金額が不明な入札書を提出した入札

エ 条件を付した入札書を提出した入札

オ 1人で2通以上の入札書を提出した入札

カ 1人で他人の代理も兼ねて参加した者又は1人で2人以上の代理をした者の入札

キ 委任状を提出しない代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。））のした入札

ク 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者の入札

ケ 申請者、代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。））及び法人役員が暴力団等に該当する者の入札

コ 前各号に定めるもののほか、この説明書に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

(2) 失格

入札開始時に入札会場に本人又は代理人（復代理人）が不在の場合は、失格としま

す。

10 落札者の決定方法

- (1) 県が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした方が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、くじを辞退することはできません。

11 契約条件等

- (1) 別添契約書（案）のとおり。
- (2) 落札者は、県で作成した契約書を受領の上、押印し、平成26年1月20日（月）までに提出してください。
- (3) 落札者が契約を締結しない場合（上記(2)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失います。
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

12 事業計画

落札者は、県と協議の上、有料時間貸駐車場に係る運営体制、利用料金体系、及び設備設置工事の内容等の計画について記載した事業計画書を作成し、平成26年2月12日（水）までに提出してください。

13 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）、神奈川県県有財産規則（昭和59年神奈川県規則第40号）の定めるところによります。
- (2) 消費税法及び地方税法の改正等による税率の改正のため消費税相当額が変更となる場合にあっては、法改正後の税率が適用される日以降に係る期間に相当する賃貸借料は、法改正後の税率に基づき計算した額に改定をします。
- (3) 本書を入手した方は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはなりません。
- (4) 申請書に虚偽の記載をした場合は、落札した本件契約の解除に加えて、指名停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消並びに普通財産貸付契約の解除を行うことがあります。

受付番号	
------	--

入札参加申請書

平成 年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

(〒 -)

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

印

電話番号

担当者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

神奈川県が実施する駐車場施設設置場所の貸付け（神奈川県横浜合同庁舎）に係る入札に参加したいので、入札説明書の内容を承知の上、次のとおり必要書類を添えて申請します。

また、県のホームページ等に決定金額及び事業者名を掲載することに同意します。

参加を希望する入札物件番号 1

添付書類（提出する書類に を付けること）

- 身分証明（市区町村発行のもの）又は住民票
- 誓約書
- 神奈川県暴力団排除条例にかかる誓約書
- 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- 確定申告書（写）
- 印鑑証明書
- 神奈川県税納税証明書（県税条例施行規則第48号様式（一般用））

申請者の印は印鑑登録済の印鑑を使用してください。

誓約書

平成 年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

住 所
(所在地)
氏 名 印
(名称及び代表者名)

神奈川県が実施する駐車場施設設置場所の貸付け（神奈川県横浜合同庁舎）に係る入札への参加申請にあたって、次の事項を誓約します。

記

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しません。
- (2) 官公庁施設、図書館、公民館、病院、銀行その他これらに類するものに併設される駐車場施設の設置及び管理に関する業務を引き続き3年以上営んでいます。

駐車場施設名等	所在地	運営期間

現在運営している駐車場施設名等・所在地・運営期間を3ヶ所まで記載すること。

- (3) 県税を完納しています。
- (4) 入札の参加にあたっては、入札説明書、仕様書及び契約書（案）の内容を承知した上で参加します。

神奈川県暴力団排除条例にかかる誓約書

平成 年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者名) 印

神奈川県が実施する駐車場施設設置場所の貸付け（神奈川県横浜合同庁舎）に係る入札に参加するにあたっては、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号から第5号に該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことを誓約します。

また、神奈川県が、上記内容を確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

1 申請者

氏 名（代表者名） （カナ）	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	性別 (男・女)	住 所

2 代理人

氏 名 （カナ）	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	性別 (男・女)	住 所

3 法人役員

誓約日現在の役員

役職名	氏 名 （カナ）	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	性別 (男・女)	住 所

質 問 書

平成 年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

(〒 -)

住所又は所在地
氏名又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号
担 当 者 氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
メールアドレス

印

神奈川県が実施する駐車場施設設置場所の貸付け（神奈川県横浜合同庁舎）に係る入札について、下記のとおり質問します。

記

質問事項

（複数の質問事項がある場合は、適宜別紙を使用すること）

入札書

入札件名 駐車場施設設置場所の貸付け(神奈川県横浜合同庁舎)

入札金額

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

「一般競争入札による駐車場施設設置場所の貸付け(神奈川県横浜合同庁舎)の説明書」の内容を承知し、上記金額のとおり入札します。

平成 年 月 日

(申請者)住所

氏名

印

[実印]

(代理人)住所

氏名

印

[認め印 可]

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

注1 算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」又は「金」を記入してください。

注2 申請者本人が入札する場合は、印鑑登録済の印(法人の場合は代表者印)を押印してください。

注3 代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))による入札の場合は、代理人は委任状に押印した印鑑と同じ印鑑を使用してください。

委任状

平成 年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

住 所

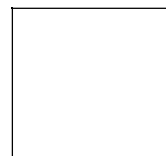
(電話)

氏名又は名称
及び代表者名

印

私は、(住所)

代理人使用印



(氏名)

[認め印可]

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

- 1 平成26年1月14日に神奈川県が実施する駐車場施設設置場所の貸付け(神奈川県横浜合同庁舎)に係る入札に関する一切の権限

- 注1 委任者の印は、印鑑登録済の印鑑を押印してください。
- 注2 代理人は、代理人が入札で使用する印を押印してください。(認印可)
- 注3 復代理人を選任する権限を委任する場合は、どの段階まで認めるかを追加して記載してください(記載例「2 復代理人(第一段階まで)の選任に関する権限」)。なお、どの段階まで認めるか明確な記載がない場合は、二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含むものとみなします。
- 注4 代理人が委任者となり復代理人を選任する場合は、申請者が代理人を選任した委任状及び、代理人が復代理人を選任したすべての委任状が必要となります。

駐車場施設設置場所賃貸借契約書（案）

貸主 神奈川県知事 黒岩 祐治（以下「甲」という。）と借主 <落札者>（以下「乙」という。）とは、神奈川県が所有する県有財産の一部場所（以下「賃貸借場所」という。）において、有料時間貸駐車場を設置することを目的として、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、賃貸借場所が県有財産の一部であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 賃貸借物件は、次のとおりとする。

施設名称	所在地	賃貸借場所	賃貸借面積
神奈川県横浜合同庁舎 駐車場用地	横浜市中区山下 町32	配置図（別紙1） のとおり	309.81㎡

（指定用途等）

第3条 乙は、賃貸借場所のすべてを、駐車場施設設置（以下「指定用途」という。）のために供しなければならない。

2 乙は、賃貸借場所を指定用途に供するにあたっては、仕様書（別紙2）に記載の有料時間貸駐車場に関する条件等を遵守しなければならない。

（賃貸借期間）

第4条 賃貸借期間は、平成26年2月17日から平成29年3月31日までとする。

2 駐車場を運営するために必要な設備機器の設置、撤去等に関する期間は、賃貸借期間に含むものとする。

（契約更新等）

第5条 前条に定める賃貸借期間満了時において、本契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。）は行わず、賃貸借期間の延長も行わないものとする。

（賃料）

第6条 賃貸借期間内の賃料は金 円（消費税及び地方消費税相当額金 円を含む。）とし、内訳となる年度ごとの賃料は以下のとおりとする。

平成25年度金 円、平成26年度金 円、平成27年度金 円、
平成28年度金 円

2 1年未満の期間に係る賃料の額は、前項に定める賃料年額から月割計算により算定した額とする。また、1月に満たない期間については、月割計算で算出される月額から日割計算に

より算定した額とする。

(賃料の支払い)

第7条 乙は、甲の発行する納入通知書により、平成25年度は平成26年3月31日までに、平成26年度以降は4月末日までに、その年度に属する賃料を甲に支払わなければならない。ただし、当該年度の納期限前までに賃貸借期間が終了(解除を含む。以下同じ。)した場合は、甲の指定する日までに支払うものとする。

(賃貸借料の改定)

第8条 甲は、第6条に規定する賃貸借料について、関係法令の改正その他正当な理由があると認めるときは、改定をすることができる。

(光熱水費等及びその支払い)

第9条 甲は、行政財産の目的外使用許可取扱要領の規定を準用して、当該行政財産に付帯する諸設備の使用に必要な電気等の経費その他の当該行政財産の使用に必要な経費(以下「光熱水費等」という。)を算定するものとする。

2 乙は、甲の発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに、前項の光熱水費等を甲に支払わなければならない。

(費用負担)

第10条 有料時間貸駐車場の設計、整備、運営、維持管理、修繕、撤去等にかかる費用は、乙の負担とする。

2 電気を計測するためのメーターを設置する費用は、乙が負担する。なお、設置にあたっては、甲の指示に従うものとする。

(瑕疵担保等)

第11条 乙は、本契約締結後、賃貸借場所に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、甲に対し、賃料の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

(転貸の禁止等)

第12条 乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 賃貸借場所を第三者に転貸し、又は賃貸借場所の賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 賃貸借場所の形質を改変しないこと。
- (3) 賃貸借場所に設置した工作物を第3条の指定用途以外に使用しないこと。
- (4) 賃貸借場所に建物を設置しないこと。
- (5) 賃貸借場所に設置した工作物に係る所有権を登記しないこと。
- (6) 賃貸借場所に設置した工作物に係る占有名義を変更しないこと。

(借主の義務)

第13条 乙は、この土地を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、第3条の事業に関わる総ての事項について責に任ずるものとし、甲は、一切の責めを負わないものとする。
- 3 甲がこの土地の管理上必要な事項を乙に通知した場合、乙は、その事項を遵守しなければならない。
- 4 乙は、この土地の使用にあたっては、近隣と調和のとれた利用を行うとともに、近隣住民の迷惑とならないよう、十分に配慮しなければならない。
- 5 乙は、駐車場法（昭和32年5月16日法律第106号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）、横浜市屋外広告物条例等関係法令の規制対象となる場合には、これら関係法令の規制に従うとともに、届出等を要する場合には利用開始日前に所要の手続きを完了しなければならない。
なお、届出等に必要な図面等は乙が作成し、届出に係る費用は、乙が負担するものとする。

（一括委託の禁止）

第14条 乙は、本契約に基づく駐車場施設設置事業の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。

（第三者への損害の賠償義務）

- 第15条 乙は、賃貸借場所を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。
- 2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

（通知義務）

第16条 乙は、賃貸借場所の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を通知しなければならない。

（設備機器の毀損等又は金銭の盗難）

第17条 甲は、設置された駐車場設備機器の毀損、及び精算機内の売上金又は釣り銭の盗難について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

（秘密の保持等）

- 第18条 乙は、賃貸借場所の保守及び管理に際して、賃貸借場所に乙及び乙の委任を受けた技術者等を立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携行させるものとする。
- 2 乙は、本契約の履行に際し知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、本契約の終了後においても同様とする。

（配送方法）

第19条 乙が、自動車を使用して物品等を配送する場合は、低公害車（排出ガスを発生しない自動車又は排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたものをいう。）の使用及びエコドライブ（アイドリングストップや

急発進・急加速をしないなど、環境に配慮した自動車の使い方をいう。)を実施しなければならない。

(実地調査等)

第20条 甲は、賃貸借期間中、必要に応じて、乙に対し賃貸借場所や売上状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合は、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(賃貸借場所の甲の通行)

第21条 乙は、甲がこの土地の通行を必要とする場合は、これを容認するものとする。

2 前項についての利用方法は甲乙協議の上定めるものとする。

(違約金)

第22条 乙は、第3条で定める指定用途等の義務に違反したときは、第6条で定める期間内の賃料総額の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、事情やむを得ないものであると甲が認めたときは、この限りではない。

2 乙は、第6条で定める賃料、第27条第2項で定める費用又は同条第3項で定める賃料に相当する金額(以下「賃料等」という。)について、甲が定める納付期限までに納付しないときは、納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、賃料等の金額につき年3.0パーセントを乗じて計算した金額の違約金を甲に支払わなければならない。

3 前2項に規定する違約金は、違約罰であって、第28条に定める損害金の予定又はその一部とはしない。

(契約の解除)

第23条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

2 甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため賃貸借場所を必要とするときは、甲は、3ヶ月前までに解約の通知を行い、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合には、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 賃貸借料その他の債務の支払を納期限から2か月以上怠ったとき。

(2) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(3) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。

(5) 甲の書面による承諾なく、乙が2か月以上賃貸借場所を使用しないとき。

(6) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。

(8) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等に

より、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。

(10) 賃貸借場所が所在する庁舎等の県有財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めるとき。

(11) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めるとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第 2 4 条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 乙が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び次条において、「条例」という。）第 2 条第 4 号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

(2) 乙が、条例第23条第 1 項に違反したと認められたとき。

(3) 乙が、条例第23条第 2 項に違反したと認められたとき。

(4) 乙及び役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項の規定により、甲が契約を解除した場合においては、乙は、第 6 条で定める期間内の賃料総額の10分の 1 に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 2 5 条 乙は、契約の履行に当たって、条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 乙は、不当介入を受けたことにより、賃貸借期間開始時に遅れが生じる恐れがある場合は、甲と賃貸借期間開始時に関する協議を行わなければならない。

3 乙は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 乙は、不当介入による被害により賃貸借期間開始時に遅れが生じる恐れがある場合は、甲と賃貸借期間開始時に関する協議を行わなければならない。

(賃貸借場所の明け渡し)

第 2 6 条 賃貸借期間が満了したとき若しくは第 2 3 条又は第 2 4 条の規定により解約したときは、乙は、直ちに賃貸借場所を甲に明け渡さなければならない。

(原状回復義務)

第27条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、自己の負担において賃貸借場所を原状に回復しなければならない。ただし、甲が適当と認めたときは、この限りではない。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、賃貸借場所を滅失又は毀損したとき。
- (2) 前条の規定により賃貸借場所を甲に明け渡すとき。

2 甲は、乙が前項の義務を履行しないときは、賃貸借場所を原状に回復し、乙からその費用を徴収することができる。

3 乙は、前2項の場合において、第1項ただし書の規定による場合を除き、賃貸借期間が満了した日又は契約の解除された日の翌日から、乙又は甲が賃貸借場所を原状に回復し甲に明け渡した日までの日数に応じ、第6条で定める賃料に相当する金額を甲に納付しなければならない。

(損害賠償)

第28条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲が第23条第2項の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対しその補償を請求できるものとする。この場合の補償額は、第6条で定める期間内の賃料を、月割計算により契約の残期間相当分につき算定した額を限度とする。

(有益費等の請求権の放棄)

第29条 第26条の規定により、賃貸借場所を明け渡す場合において、乙が賃貸借場所に投じた改良費等に有益費、修繕費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求しないものとする。

2 甲の承認の有無にかかわらず、乙が施した造作については、本契約の終了の場合において、乙は、その買取りの請求をすることができない。

(契約の費用)

第30条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第31条 本契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(管轄裁判所)

第32条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年 月 日

甲 横浜市中区日本大通1

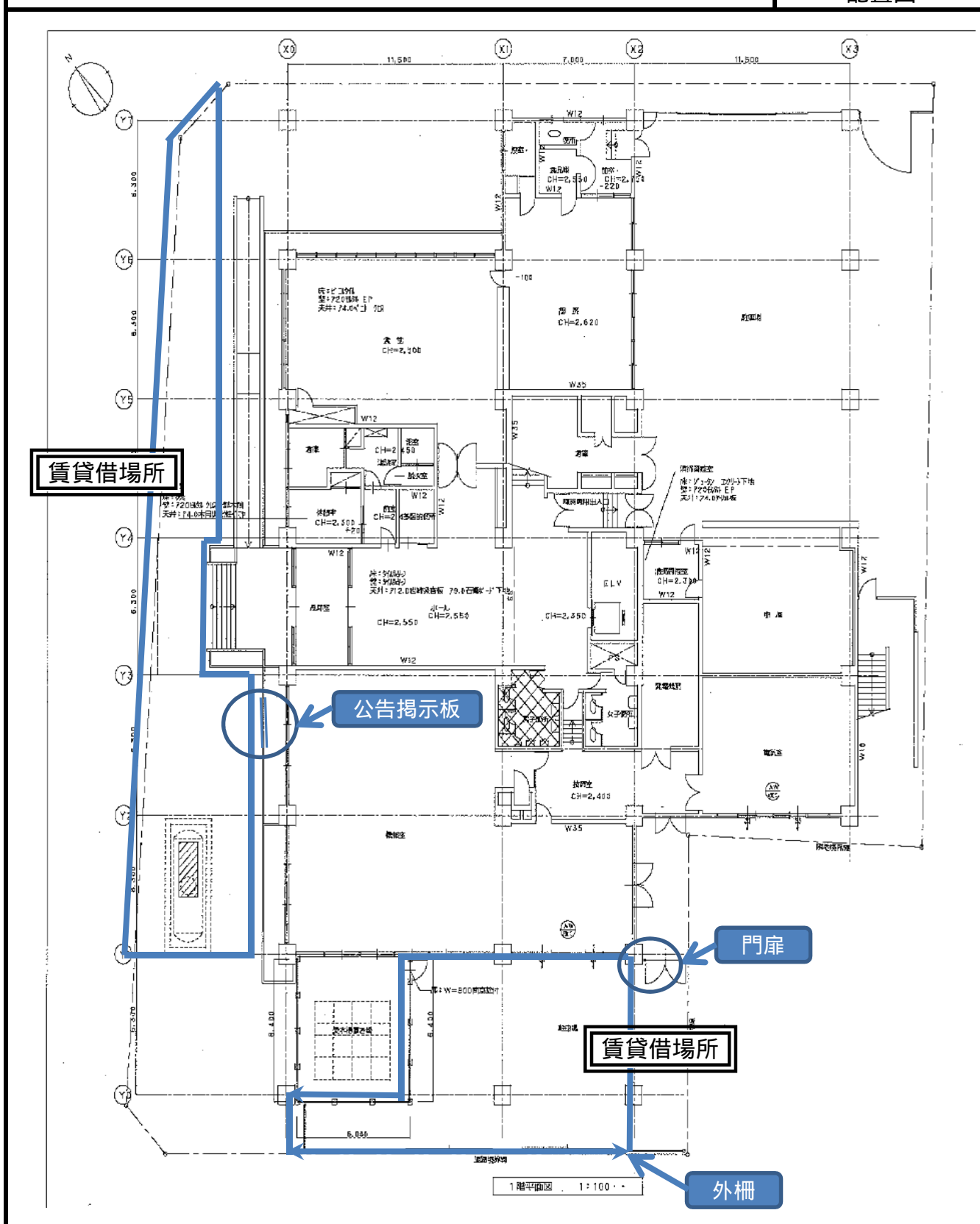
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 住所

氏名

物件番号	1
入札件名	駐車場施設設置場所の貸付け(神奈川県横浜合同庁舎)
所在地	横浜市中区山下町32
賃貸借面積	309.81m ²

配置図



配置図は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の状況については、必ずご自身で調査・確認の上、お申し込みください。
なお、配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

仕様書

1 有料時間貸駐車場に関する条件

(1) 借主は、賃貸借期間の開始前までに事業計画を作成し、神奈川県横浜合同庁舎の庁舎管理者(以下「庁舎管理者」という。)の承認を受けなければならない。また、事業計画を変更する場合も変更前までに庁舎管理者の承認を受けなければならない。

(2) 借主は、自らの責任と負担において、有料時間貸駐車場の設計、整備、運営、維持管理、修繕、撤去等を行わなければならない。

なお、賃貸借期間内においては、賃貸借場所を神奈川県横浜合同庁舎入庁機関(以下「県機関」という。)利用者が利用できる駐車場として運営及び維持管理を行わなければならない。

(3) 駐車場の仕様

ア 駐車場はロック方式とすること。

イ 精算機には電話又はインターフォンを取り付け、障害等発生時に、借主と駐車場利用者が直接連絡を取ることができるようにすること。

ウ 車室、車路及び設備の配置に当たっては、次のことに留意すること。

(ア) 車室、車路及び設備の配置については、安全を十分に確保すること。

(イ) 正面玄関横にある公告掲示板の前は、駐車スペースとしないこと。

(ウ) 駐車場内等における案内、注意喚起、事故防止などの看板、機器の設置及びペイント表示については、事業計画に記載し庁舎管理者の承認を受けること。

(4) 駐車場整備工事

ア 借主は、庁舎管理者が事業計画を承認した後でなければ、工事を行うことができない。

イ 工事可能な時間帯は9時～17時までとする。

ウ 県機関の開庁時間内に工事を行う場合は、県機関利用者の利用に支障が生じないように、駐車場内に駐車スペースを確保するとともに、警備員を配置し安全対策を講じること。

エ 正面右側駐車スペースの利用に当たっては、外柵(配置図(別紙1)記載部分)を撤去すること。

(5) 駐車場の運営

ア 土曜日、日曜日、祝日、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までを除く各日の8時から18時までの間を県機関利用者優先時間帯(以下「優先時間帯」という。)とすることとし、県機関利用者の

利用を妨げないように、料金設定に留意しなければならない。

イ 優先時間帯以外の時間帯については、一般有料時間貸駐車場として運営可能とする。

ウ 借主は、駐車場施設設置に伴う駐車場内外での事故、駐車場を管理する装置の障害その他の駐車場施設設置に伴う問題が発生した場合、日時を問わず、連絡を受けてから原則30分以内に現地へ到着し対応を行う体制を整えなければならない。

エ 借主は、駐車場の運営方法が変更になることについて周知用のチラシを借主の負担で作成し、駐車場利用者が混乱しないように努めること。配布方法等は事業計画に記載し庁舎管理者の承認を受けること。

オ 運営開始時には、駐車場利用方法の変更が順調に行われるよう、開始後1週間は駐車場案内員を配置して利用方法の周知に努めること。また、混乱等が生じ、庁舎管理者が求めた場合には、駐車場案内員の配置期間を延長するなどの対応をすること。

カ 降雪時には、駐車場内（車路、車室とも）の除雪を行うこと。

キ 庁舎管理者に対し、駐車場利用者への対応マニュアルを作成し配布すること。

(6) 駐車料金の設定

ア 優先時間帯における利用者の利用について、駐車場入場後15分以内に出場した場合は、駐車料金を無料とする。

イ 優先時間帯における県機関利用者の利用について、県機関が料金を徴しないことを認めた場合は、駐車料金を無料とする。

ウ 優先時間帯を超えた県機関利用者の利用について、県機関が料金を徴しないことを認めた場合は、駐車料金を無料とする。

エ 県機関利用者の駐車料金無料処理は、認証機により行うこととし、認証機は、庁舎管理者が指定する県機関の窓口（6箇所）に設置すること。

オ 優先時間帯は、一般利用料金を60分1,000円として、県機関利用者の駐車スペースの確保を第一とすること。

カ 優先時間帯を含む最大料金設定（「駐車後 時間最大 円」等の料金設定）は行わないこと。

キ 精算機は、1万円札、5千円札、千円札及び500円硬貨対応が可能なものとする。また、クレジットカード決済又は電子マネー決済対応とすること。

ク 精算機には、一般利用者及び駐車場利用料金が無料となる利用者向けの操作方法の説明を、日本語及び英語で分かり易く表示する。

(7) 駐車場の利用制限

ア 庁舎管理者が業務上駐車スペースを必要とするときは、借主は入庫車両台数を制限し、必要なスペースを確保しなければならない。この場合の料金は無料とする。

主なものは次のとおりである。

(ア) 電気設備工事(約3台。土曜日、日曜日又は祝日において年間3日程度)

(イ) 受水槽清掃作業(約3台。土曜日、日曜日又は祝日において年間1日程度)

(ウ) 会議及び委員会(約2台。平日において月2日程度)

(エ) 機器の搬入(約2台。平日において年間6日程度及び土曜日、日曜日又は祝日において年間3日程度)

(オ) 植木の剪定及び害虫防除(約3台。平日において年間4日程度)

イ 災害等により、緊急対策として庁舎管理者が必要と認めるときは、駐車場の利用を制限できるものとし、借主は庁舎管理者に協力しなければならない。この場合の料金は無料とする。

2 駐車場利用状況、苦情等の報告

(1) 借主は、駐車場の利用状況(1日毎の駐車台数及び売上額)について、月報(月末締め)を翌月末日までに庁舎管理者に提出すること。

(2) 駐車場に関する近隣及び駐車場利用者等への対応は、すべて借主の責任で行うものとする。なお、事故や利用者からの苦情等があった場合、借主は、速やかに庁舎管理者に報告しなければならない。

3 駐車場内の安全確保と防犯

借主は駐車場内の安全確保と防犯に努めることとする。

防犯カメラ及び防犯灯は必要に応じて設置することとし、防犯カメラで記録した映像データの個人情報保護については、万全の管理を行い、その映像データについて消去・上書等の処分方法により漏洩防止措置を行うこと。

また、防犯カメラが作動中である旨を駐車場内に表示し、駐車場利用者に周知すること。

4 県の体制

横浜合同庁舎駐車場施設の整備工事及び運営に関する窓口は、神奈川県横浜合同庁舎の庁舎管理者とする。

5 その他

仕様書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）、神奈川県県有財産規則（昭和59年神奈川県規則第40号）の定めるところによる。